

原告適格の処理手順

原告適格の論証についても、処分性と同じことがいえる。重要なのは規範よりあてはめや答案の書き方である。ここはかなり複雑であるから、とにかく答案をとにかく沢山作成してほしい。

要件効果的整理

第一段階：要件①(原告適格の規範)→具体的要件(保護範囲要件, 個別保護要件)

→効果①(一定の範囲の者に原告適格肯定)

第二段階：要件②(「一定の範囲」)→効果②(検討した具体的な個人の原告適格肯定)

①抗告訴訟を提起した者がいかなる利益を主張するだろうかということを考える

↓

②判例が示している一般的規範を書く(要件①)

↓(規範が①保護範囲要件, ②個別保護要件, ③具体的な線引きを意味することを意識)

③処分の根拠となる法令の規定の文言に着目し, 規定をみる

∴処分の要件が処分の根拠となる法令の規定

どの条文がどのような要件を定めているかを, 条文の上の題名のような部分を利用してコンパクトに示す。

↓

④問題文に添付されている処分の根拠法令以外の法律等が「関係法令」に該当するかを判断

・法を跨ぐものは, 「関係法令」の所で判断すれば足りる(小田急高架事件参照)

・ただし, 委任を受けている場合などは, 根拠法令にあたる。

「関連」

・一般に「関係法令」該当性は緩やかに解釈すればよい(小田急高架判決の特徴)

・関連法令の認定: A 目的の共通性, B 法律的関連性(要件や手続を定めているか否か), C 規制主体の同一性, D 規制対象の同一性で判断するが, 答案では AB だけで足りる = 関係法令の趣旨を確定

「法令」

・「法令」とは一般的抽象的法規範性を有するものを指す。したがって, 行政規則にすぎない通達や告示は基本的には「法令」には含まれないのが原則である。(直接性, 法効果性, 一般的抽象的法規範性を検討)

⑤「根拠法令」が最低限不特定多数者レベルでいかなる利益を保護しているかを示す = 保護範囲要件認定(具体的要件その1)

↓

⑥個々人の個別的利益として保護されているかを, a 個人の利益保護を図るような手続の有無, b 規制の内容や基準の具体性, c 権利の内容・性質(吸収・解消し得ないかどうか)から判断

・c については, 違法に処分がなされた場合における不利益等を考慮して検討。特に権利の内容・侵害の程度が不特定多数者と異なる者が想定されることを論じる。生命や身体の安全という最重要利益と対比。

被害を「直接」うける範囲の確定

「著しい」被害への限定(近ければ近いほど被害は著しい, 反復継続も同様)(小田急高架事件参照)

↓

⑦⑥から, 「法律上の利益を有する者」を解釈 = 個別保護要件認定(効果①, 具体的要件②)

例: ○○に関する著しい被害を直接受ける者をいう, ××の範囲内の住民をいう = 線引き(原告適格が認められる範囲の者の具体的な当該事案での基準・要件)

↓

⑧司法事実を抽出, 評価し, あてはめ(又は要件にあてはめ)

↓

⑨原告適格肯定(効果②)

【参考】行訴法 9 条 2 項の構造

「根拠となる法令の規定の文言」「①当該法令の趣旨及び目的並びに②当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質」を考慮

①「関係法令」があるときは「その趣旨及び目的をも参酌」する

②「害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度」をも勘案する

【参考】原告適格を巡る判例の流れ

判例	不利益要件	保護範囲要件	個別保護要件(理由)	備考
公衆浴場距離制限事件(62)	○	○	○(距離制限)	法律の合理的解釈
主婦連ジュース事件(78)	○	○	×(拡散利益)	
長沼ナイキ訴訟	○	○	○(意見書提出権)	
伊達火力訴訟(85)	○	○		
新潟空港事件(89)	○	○	○	関連法令も取り込んで検討、被害(被侵害利益)の性質を検討
近鉄特急事件(90)	○	○	×	典型的な一般的公益
もんじゅ訴訟(92)	○(生命身体への重大な影響、災害の危険)	○(規定ぶり、要件)	○(重大な事故による近隣住民の直接的かつ重大な損害・近接法理) +具体的な切り出し(距離に照らし社会通念上合理的に判断)	一般論として被侵害利益の性質も考慮することを明示
小田急事件(05)	○	○	○	騒音振動侵害を個別的保護した・関連法令を広く解することで、環境利益を特別の利益とした
サテライト大阪事件(09)	○	○	○(医療業務上の支障)	事業者のみに原告適格を認め、利用者には認めなかった
滞納処分取り消し訴訟(13)	○	○	○	共有者はほとんど被処分者であり、権利侵害があるとして容易に肯定

【参考】行訴法 10 条 1 項の「法律上の利益」の意義

(1) 広く認める見解

行政法規の多くは公益規定であるから、主張制限を厳格に解し過ぎると、多くの場合には、私人の具体的権利利益とは無関係であるとされ、国民の権利救済を狭める結果となり妥当でない。

そもそも、公益といっても私益の集合なのであるから、公益とかかわる違法事由であることから当然に「自己の法律上の利益に関係のない違法」とするのではなく、原告の利益とおよそ無関係な場合に限って、主張制限が及ぶと考えるべきである。

(2) 狭く認める見解

まず、専ら原告以外の第三者の利益に関わる違法が、原告の利益に関係しないことに争いはない。問題は、原告の利益の関係のある違法が、原告適格を基礎付ける規定の違反のみに限られるのか、それよりも広いかである。

そもそも、当該処分をするための特定の要件が、第三者の個別的利益を保護する趣旨である場合には、当該要件の存在を根拠として原告適格が肯定される。

したがって、当該要件の違反がなければ、法律が意図したレベルにおける原告の利益の保護は達成されていることになるため、それ以外の要件の違反は、「自己の法律上の利益に関係」のある違法であるとはいえないと考える。

※不利益処分の相手方は、処分が公益要件を充たす場合には法律上の利益の侵害を受忍しなければならないので、公益要件は、不利益処分の相手方の法律上の利益と関係があるといえる。

→行訴法 9 条が原告適格について制限しているのに対して、10 条は原告適格が認められたものの違法性主張の内容を制限するものである。試験問題が原告適格を検討させたのち、処分の取消や違法性についても問う問題である場合、上記論証にも触れなくてはならない(次項「違法性・取消事由の処理手順の答案構成の『2 違法事由主張の可否について』」で論証する)。